

# 令和3年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

(法務省3 - (11))

施策名	施設の整備（山形法務総合庁舎整備等事業）							
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 ( - 15 - (2))							
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	57,930	70,573	378,185	1,063,236	363,054	847,024
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	57,930	70,573	378,185	1,063,236	363,054	847,024
執行額(千円)	43,401	70,518	377,975	1,033,702	351,418	847,000		
政策評価実施時期	令和4年8月		担当部局名	大臣官房施設課				
評価方式	事業評価方式							

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

既存施設は、十分な行政機能を果たすためには面積及び耐震強度が不足しており、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

### (2) 目的・目標

必要な法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。

### (3) 具体的内容

事業場所：山形県山形市大手町150

事業時期：平成23年度から（平成28年度から供用開始）

延べ面積：7,018㎡

入居官署：山形地方検察庁

山形保護観察所

## 3. 事前評価の概要

平成23年9月に、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

### (1) 必要性

事業の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業の必要性：109点

- ・ 既存庁舎は面積が不十分な上、建物の耐震強度が不足している。

### (2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性：100点

- ・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。  
「他の案」とは、既存施設に不足している人員換算面積分を増築し、既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続ける案である。しかし、既存躯体のコンクリート強度圧縮試験を行った結果、耐震改修を行うことが不可能であると判明したため、「他の案」を実施することはできない状況である。

### (3) 有効性

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果(B1): 120点

- ・ 現予定地での新営整備には、周辺に道路・鉄道等が整備されアクセスの確保ができ好立地条件である。

事業計画の効果(B2): A評価1 B評価3 C評価3

- ・ 人権(被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策、被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離)に対する特に充実した取組が計画されている。
- ・ 環境保全性(照明制御設備、屋上緑化)、防災性(電気室をグラウンドレベルより高めまたは2階以上に設置)、保安性(監視カメラ対応)に対する充実した取組が計画されている。
- ・ 地域性、ユニバーサルデザイン、耐用・保全性に対する一般的な取組が計画されている。

### (4) 総合的評価

以上(1)(2)及び(3)から、新規採択事業としての要件を満たしていた。

## 4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の二つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標(別紙1)」の各項目について効果の有無を確認する。

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

## 5. 事後評価の内容

### (1) 事業の基本情報(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化

事業は総額約27億円で平成23年度から平成28年度にかけて実施し、平成28年度に完成した。

### (2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・ 業務を行うための基本機能(B1評価): 120点  
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる(別紙1参照)。
- ・ 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2評価): 人権及び環境保全性(以上評価

- A) 防災性、保安性及び耐用・保全性(以上評価B)(別紙2及び3参照)。
- ・ 本事業により適切な規模の敷地に庁舎を新営できたことで、老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。

(3) 総合的評価

以上(1)及び(2)より、事業の目的を果たしていると判断できる。

**6. 学識経験を有する者の知見の活用**

(1) 実施時期

令和4年7月21日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見等の概要

〔意見及び回答〕

なし

**7. 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)**

なし

**8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報**

なし

**9. 備考**

本書に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

**【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】**

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(山形法務総合庁舎)

分類	項目		係数					評点	
			1.1	1	0.9	0.8	0.7		0.5
位置	用地取得の見込		取得済み	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	0.9
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
<p style="text-align: right;">評点 (各係数の積 × 100倍)</p>								120	

## 別紙 2

### 6 事業計画の効果（B2）

#### 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

別紙3

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【山形法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A: 3つ以上該当	C
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B: 2つ以上該当	
		・跡地の有効活用		C: 1つ以下	
	・地域性のある材料の採用				
	・地域住民との連携				
	・オープンスペースの設置				
・景観性	歴史・文化及び風土への配慮及び周辺都市環境への配慮(周辺環境との色彩質感の調和、周囲緑地との調和)				
人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画	北側道路からの十分なセットバックを行い北側住宅へ配慮した建物配置を実施	A: 2つ以上該当	A	
	・被疑者、被收容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両車庫を一般者動線と交差しない計画)、外部からの視線制御(敷地境界目隠しフェンス)	B: 1つ該当		
	・来庁者の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(外来者の多い保護観察所を1階、プライバシー要求度の高い検察庁の諸室を上階に計画すると共に、動線が交差しないよう計画)	C: 該当なし		
環境保全性	環境保全性	・特別な省エネ機器の導入	照明制御(人感センサー、明るさセンサー)	A: 4つ以上該当	A
		・緑化のための特別な対策		B: 2つ以上該当	
		・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電、クールヒート・トレンチ(地中熱)、エコボイド(建物中心部からの自然採光、通風)	C: 1つ以下	
		・水資源の有効活用のための特別な対策	井水利用		
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(Low-Eガラス、複層ガラス)		
・木材利用促進	内装等の木質化(軒天井ルーバー、風除室・エントランス・待合スペース壁天然木化粧合板)				
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。	(参考) 多目的駐車場、多目的便所(地上階各階(1F~4F))、EV	A評価	C
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		B評価	
	防災性	・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	C評価		
		・火災への特別な対策		A: 2つ以上該当	B
		・浸水への特別な対策		B: 1つ該当	
		・強風への特別な対策		C: 該当なし	
		・落雷への特別な対策			
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策			
		・災害時の対策			
・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切				
保安性	・保安性の確保のための特別な対策		A: 2つ以上該当	B	
	・被疑者、被收容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫	監視カメラ	B: 1つ該当		
	・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策		C: 該当なし		
経済性	耐用・保全性	・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A: 2つ以上該当	B
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保		B: 1つ該当	
		・可動間仕切等の活用	移動間仕切	C: 該当なし	
		・清掃を容易にするための取組			
		・メンテナンスを容易にする工夫			
		・増築可能な建物配置			

# 法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定  
法務省大臣官房施設課

## 目次

1 政策評価とは .....	1
2 法務省における政策評価 .....	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ .....	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制 .....	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム .....	6
(2) 再評価システム .....	12
(3) 事後評価システム .....	12



# 1 政策評価とは

## ①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

## ②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

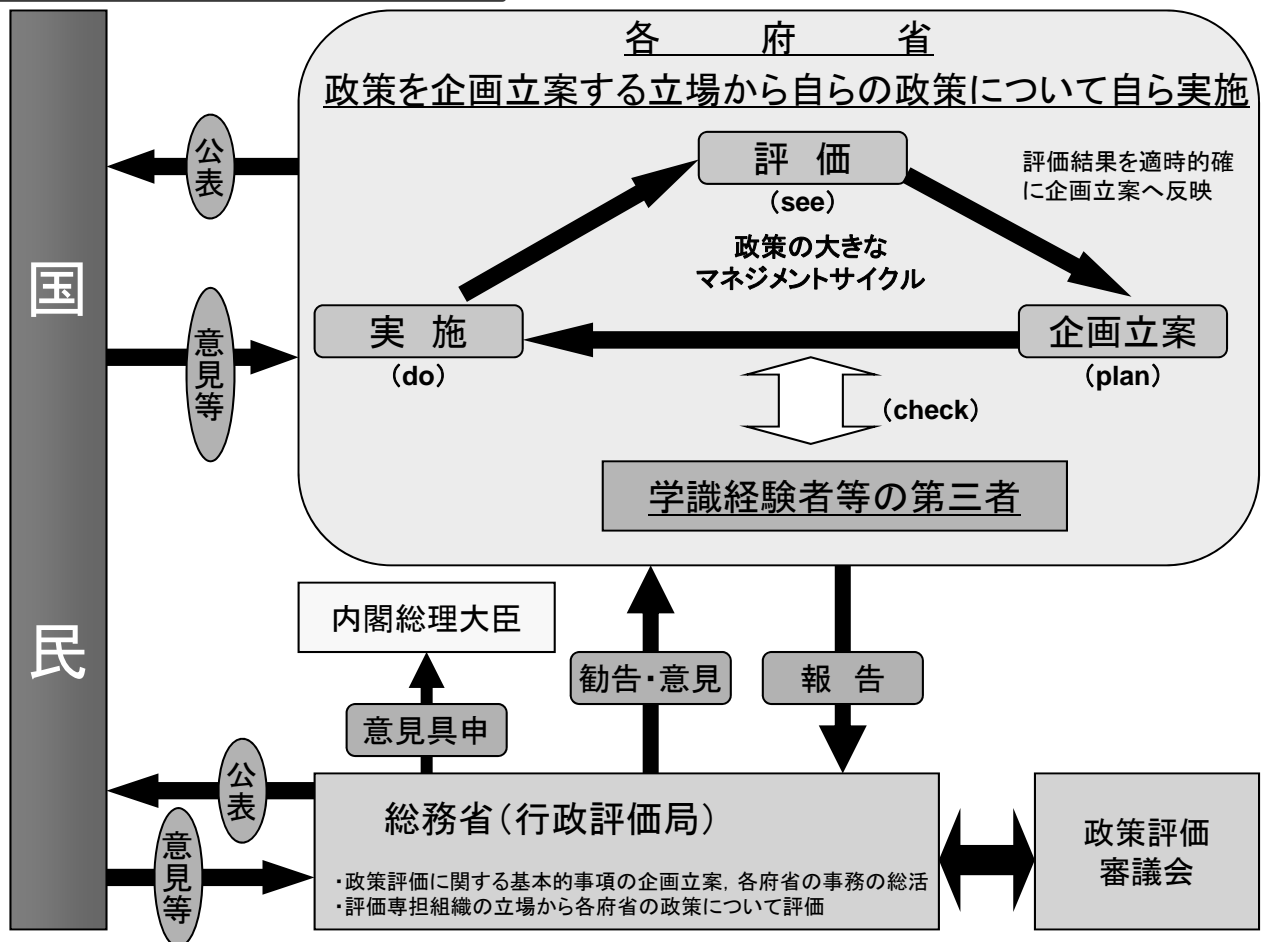
## ③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

## ④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

## 評価の枠組み



## 2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

### ① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

### ② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

### ③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

### ④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

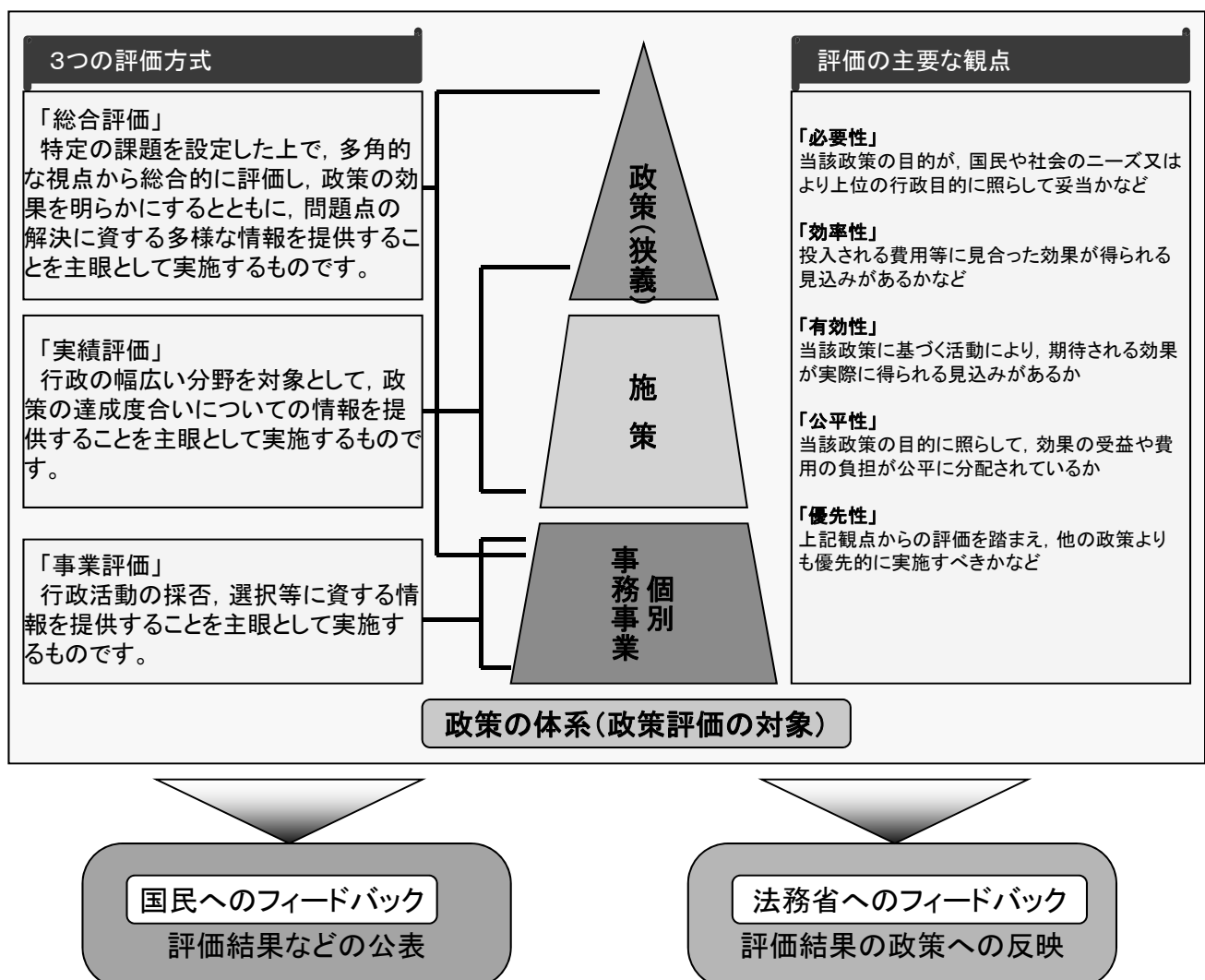
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

### ⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

### ⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



### 3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

#### 法務省大臣官房施設課事業評価の概要

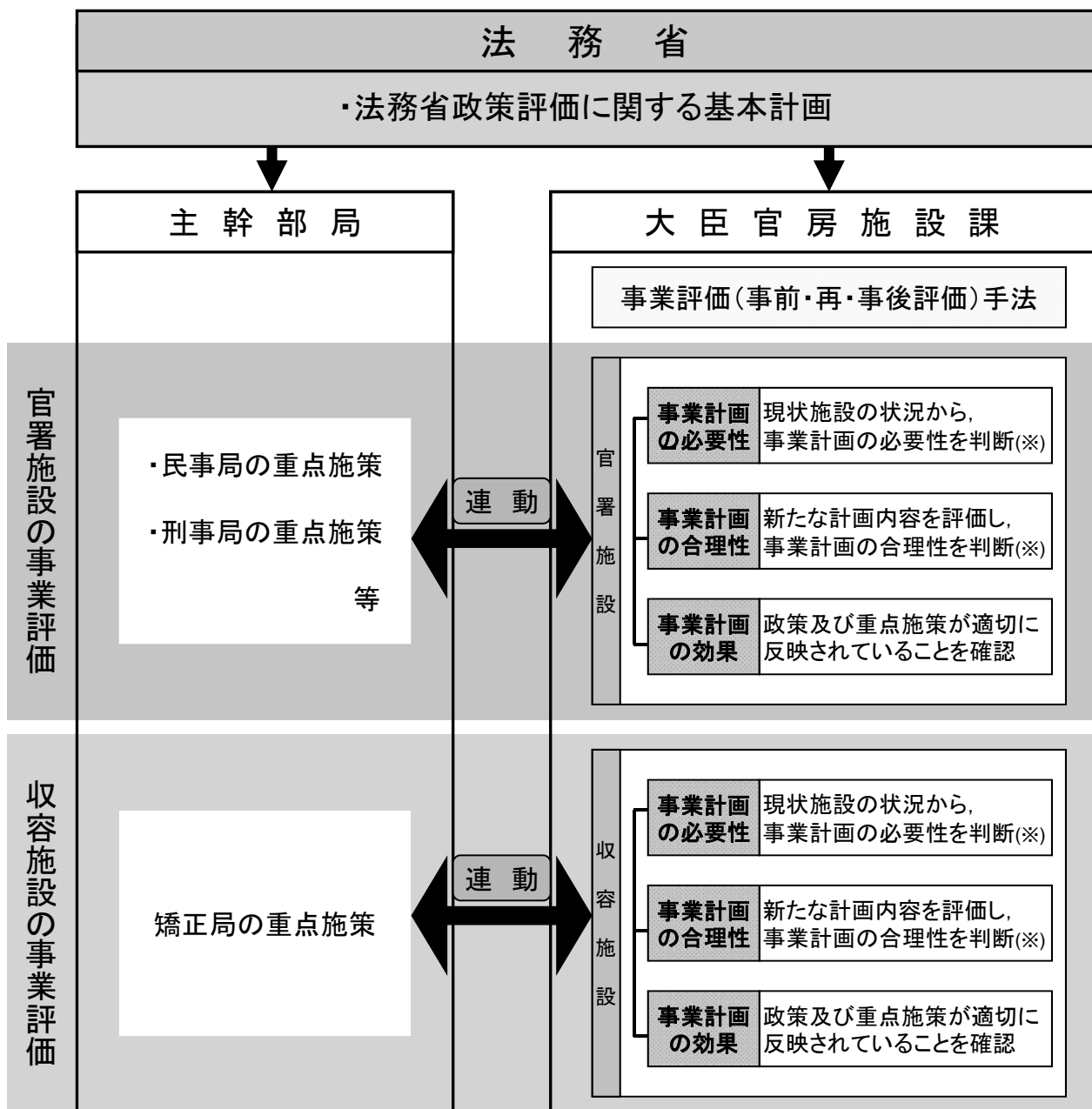
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

#### ○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

#### ○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

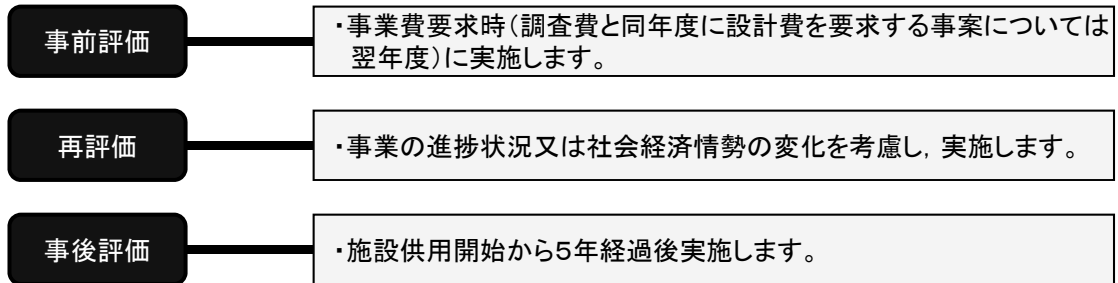


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

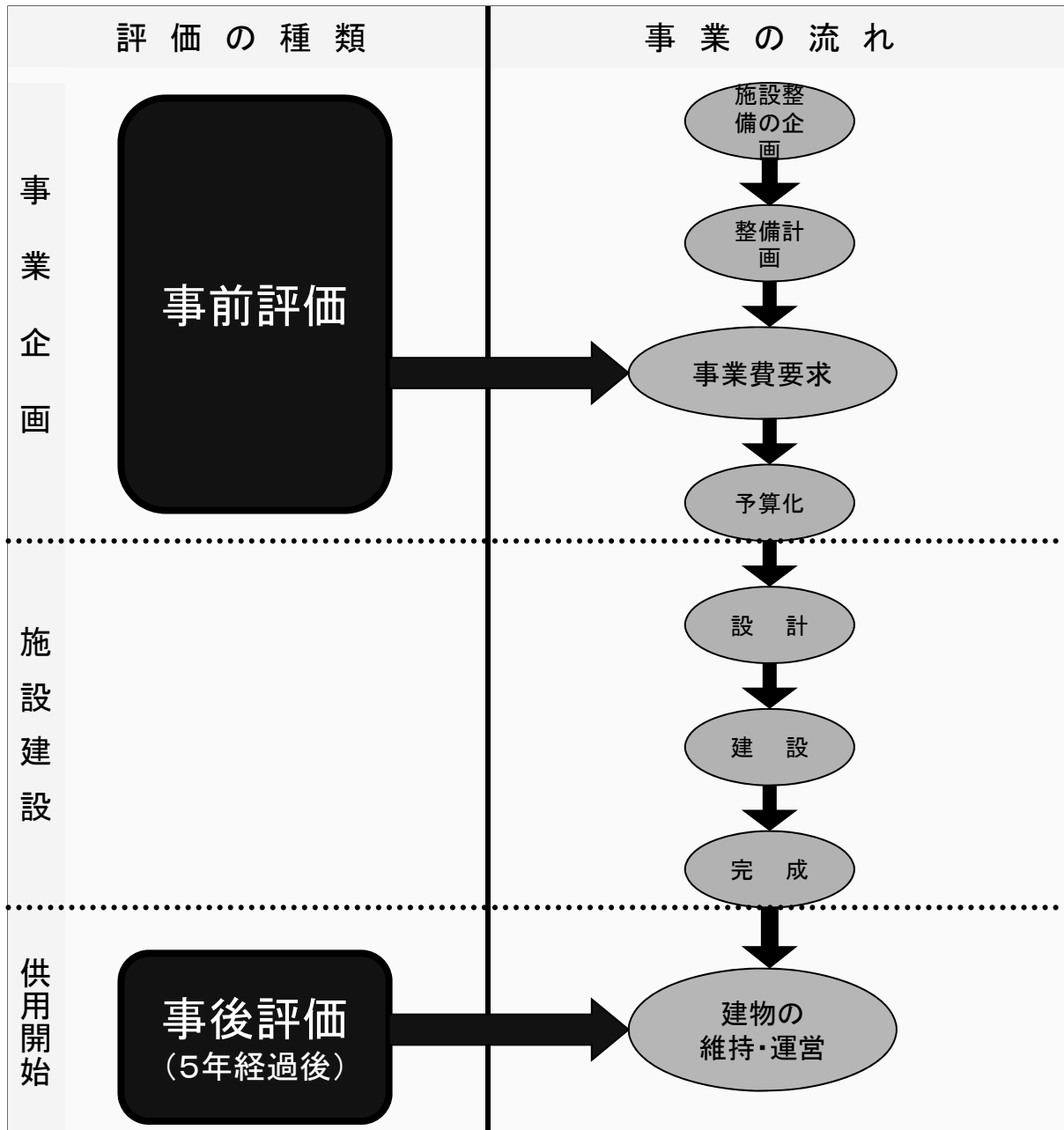
## 4 事業評価システムの流れ

### 事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



### 施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

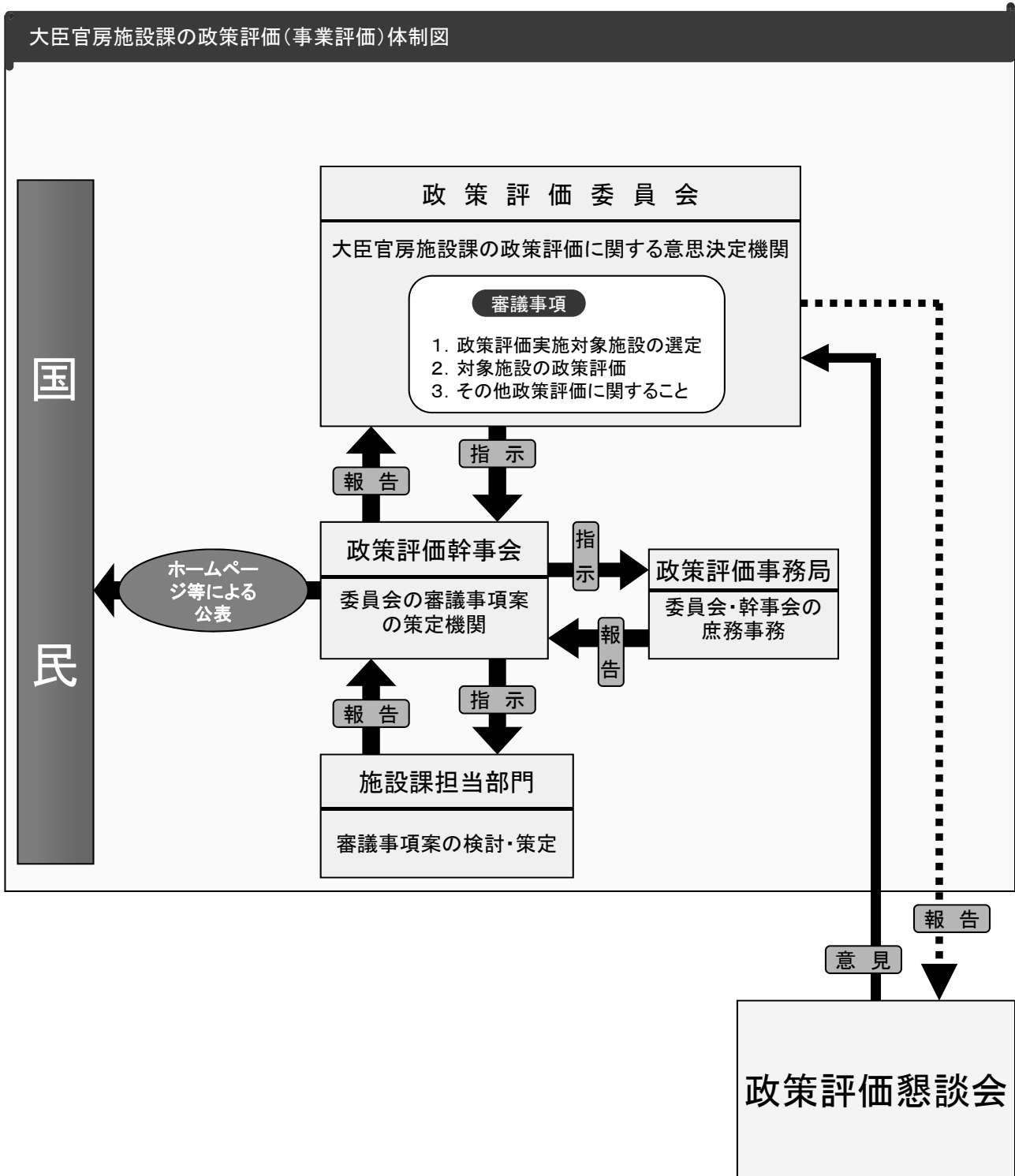


# 5 法務省大臣官房施設課における評価体制

## 目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



## 6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

### (1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

#### 3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

## ○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

## [事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造, 設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。  
建設時点を約9000とします。

現存率 : 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。  
建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(m<sup>2</sup>) / 新営施設の延床面積(m<sup>2</sup>)

# 事業計画の必要性に関する評価指標

## ●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて適当な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借入返還	立退要求がある場合		借入期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不道			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不道			位置が不道当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移設及び機構統合等に適用する。ただし、機構統合による場合は主理由として取り上げない。

## ●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。



## イ 事業計画の合理性

### ○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

### 事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

## ウ 事業計画の効果

### ○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

## 事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

## (2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

## (3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

## 評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

## 事業計画の効果

### ○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

## 事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION  
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203  
URL: <http://www.moj.go.jp>